

公共工事における総合評価方式活用検討委員会（第6回） 議事要旨

1. 日時：平成18年2月3日（月）16：00～18：30
2. 場所：霞が関ビル 33F 望星
3. 出席者：小澤一雅委員長、小林康昭委員、渡邊法美委員、川合勝委員、浅沼健一委員、絹川治委員、三浦隆委員、佐藤直良委員、藤田伊織委員、望月美知秋技術調査課長（前川秀和委員代理）、西川和廣委員、中島威夫技術審議官
欠席者：福田昌史委員、大森文彦委員、宮崎正美委員、森下憲樹委員
4. 設立趣意書の確認
 - 事務局より設立趣意書の変更について説明し、了承された。
5. 議事概要
 - 事務局より資料6-1、6-2、参考6-2について説明。

〔高度技術提案型の適用について〕

- 高度技術提案型の適用条件を細かく規定する必要があるのか。適用条件は限定せずに自由度を持たせた方がよいのではないかと考えている。
- 高度技術提案型では技術提案に基づき予定価格を作成するため、適用条件を限定する必要がある。ただし、最終的には各発注者の判断で適用を決定するものと考えている。（事務局）
- 設計・施工一括発注方式と高度技術提案型の併用は必須とするのか。設計・施工一括発注方式は契約形態であるため必ずしも総合評価方式による必要はない。実際の運用では自由に組み合わせてよい。適用条件はあくまでも例示とし、各発注者の判断により適用を決定するという旨を追記する。
- 高度技術提案型は「技術提案に基づき予定価格を作成することのできる方式」と定義したほうがわかりやすい。
- 標準案のままでは高度技術提案型とはいえないと思うが、高度技術提案型においても標準案の提出を認めるのか。
- 型・型においては標準案での提出を認めないということはないが、高度技術提案型では技術評価のウエイトを大きく設定していることから標準案での落札は難しいのではないかと考えている。（事務局）
- 技術提案は企業にとって負担が大きく落札できない場合のリスクが高い。そのため標準案を提出する者も出てくると考える。
- 技術提案を履行できなかった場合のペナルティを考えると、競争参加者がこれを恐れ、

より高度な提案をしにくくなってしまっているのではないか。

- 高度技術提案型の類型として挙げている 型・型は入札時 VE と同じことになるのではないか。コストダウンの技術提案がメインとなるのではないか。
- 型は、社会的便益相当分を総合評価管理費として予定価格に組み込む従来の方法の代わりとして高度技術提案型と位置付けている。今回の議論次第では標準型の位置付けに修正しても良いと考えている。(事務局)
- 型は高度技術提案型の一類型として残しておくものとし、資料にはこの場での議論を反映させた説明を追記する。
- 建築の場合は、適用条件として一括発注と分離発注を明確に限定されると厳しい。建築の場合は設計・施工一括発注方式の試行に向けた検討も行われているが、分離発注が原則という声も大きい。
- 高度技術提案型について共通のイメージを持つことが必要だと思う。今年度の実績としては数件試行されているだけであり、型・型を適用しているケースは更に少ないのではないか。こうした現状から判断すれば、発注者としては予定価格を上げてでもそれ以上の社会的便益が見込まれるような案件であり、受注者としては技術開発のリスクを負ってまで応札するような案件という感じを持っている。

〔評価項目の設定について〕

- 評価項目以外で技術提案を求めることはないのか。
- 設定した評価項目を対象にして技術提案を求めることになる。また、競争参加者の自主的な自由提案を認める場合は事前にその旨を伝えたくうえで内容に応じて加点することも考えられる。(事務局)

〔技術提案の改善について〕

- 技術対話において不備の指摘、発注者からの提案を行うことの意義は何か。
- 資格審査の結果、優秀な技術提案がケアレスミスにより失格とならないように配慮したものである。(事務局)
- 提案に対する不備の指摘は、企業選定の過程で特定企業をフォローすることになるのではないか。要求要件を満足しない提案をした時点で欠格となるべきである。
- 提案の考え方に受発注者間の乖離がある場合にそれを改善することも技術対話だと思う。発注者からみれば不備かもしれないが、誤解に基づくものもある。
- 技術対話のメリットが特定企業に偏らず、各者に平等となる必要がある。
- 技術対話の対象者を監理技術者又は主任技術者としているが、契約の数ヶ月も前から技術者に対応させることができるか危惧される。
- 手続に半年も要するのでは企業としても資格者の無駄遣いとなる。
- 高度技術提案型に参加する会社というのは、個人ではなく組織で対応している。

- 現在、一人の技術者が複数の工事に手を挙げるができる。また、一つの工事に複数の配置予定技術者を候補として挙げるができる。提案や施工計画に基づいた施工を必要とするため、配置予定技術者と対話をする必要があるではないかと考えている。(事務局)

〔予定価格の作成方法について〕

- 企業が提出する見積は、発注者側で積算が可能な部分も含めて作成する必要があるのか。発注者側で積算できない部分に限定して見積を要請すれば良いのではないか。企業が見積を作成する労力を考えると、何回も見積を提出するのではなく、対話の段階で必要な部分の見積を確認していったほうが良いのではないか。
- 型・型のように標準案があるものは発注者に基準がない部分の見積、型・型では全体の見積をもらうことになる想定している。(事務局)
- 見積の必要部分は個別の案件によって変わってくる。型・型は直接工事費と共通仮設費の積み上げ分は見積を参考にすることになる。
- 技術対話によって改善が発生した場合には改善提案に対する再見積が必要であるが、対話により変更が生じなければ見積の再提出はしなくてもよい。
- 高度技術提案型の試行案件では入札説明会において見積範囲を提示している。
- 型・型では契約時点でリスクを把握できない。リスクによって金額の考え方も大きく異なるものと考えられるため、弾力的な運用を行う必要があるのではないか。現在は、潜在的なリスクを考慮せずに予定価格を作成し、顕在化した場合に設計変更を実施することで対応している。
- あらかじめ明示したリスク分担に基づく受注者側のリスクについては、企業の見積に含まれるものと考えている。(事務局)

〔その他〕

- 資料6 - 2の位置付けを明確にする必要がある。
- 試行案件の公告から入札までに要する期間が半年程度であるが、手続期間をもう少し延長してより良い提案を引き出すことも考えられる。
- 手続期間は案件によるのではないか。いたずらに期間を延長すると受発注者の負担が大きくなる。(事務局)
- 二段階方式についてさらなる検討を続けてほしい。
- 提案を受ける範囲を広げることで、労力も期間も大きくなる。二段階方式では選抜基準や選抜企業数などについて引き続き検討していきたい。

〔今後の予定〕

- 次回委員会は3月9日を予定している。

以上